

小値賀町議会第1回臨時会は、平成28年8月5日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	尾	孝	三
福	祉	植	敏	彦
産	業	木	誠	子
産	業	中	慶	幸
建	設	蛭	晴	市
課	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回臨時会

平成28年8月5日（金曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第58号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例（案）

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成28年小値賀町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番・浦英明議員、6番・横山弘藏議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第57号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

急に招集いたしまして、大変、皆さまにはご迷惑をおかけいたしました。

議案第57号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

小値賀町農産物加工施設設置工事につきましては、8月3日に入札を行いました。株式会社細川建設が落札し、入札書記載金額8,400万円に消費税を加算した金額9,072万円で契約を締結いたしましたことを、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

なお、工期は1月下旬までを予定しております。

以上で提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横 山 議 員

6番（横山弘藏） 入札で9,000万余りで落札されておりますけども、契約の方法がですね、これは一般競争入札ですね。前の運動公園は指名競争入札だった

と思いますけども、一般競争入札と指名競争入札の違いといいますかね、それはどのようにして決めるのか、お伺いたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

まず、この農産加工施設の工事に関して、一般競争入札で実施した理由でございますけれども、この事業は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といって、国庫の補助事業で実施しますけれども、27年の2月、26年度末に事業計画が認定されておりますけれども、そのヒアリングの中で、当初、指名競争入札ということで、町としては実施したい方向でしたけれども、事業のプロジェクト交付金の要綱要領の中で、「一般競争入札による」ということでルール化がされておりましたので、一般競争入札で実施させていただきました。その違いというのは、基本的には、一般競争入札はより広く町の広報媒体とかで知らしめて、より多くの事業者に参加をしてもらって競争力を高めるという部分で、指名競争入札と少し違うのかなと思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 分かりました。それで、この一般競争入札で、何社で入札を行なったかお知らせください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

町長の提案理由でありましたように、3社でございます。…失礼しました。提案理由にはございませんでした。申し訳ありません。3社での入札でございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 予定価格があると思いますけども、落札率を、もし良ければ伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

約99%でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

浦議員

5番（浦英明） 今に関連してお尋ねしますけれども、今のは予定価格に対する率を言ったんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） そのとおりでございます。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） その予定価格がいくらなのか、ちょっと教えていただけませんか。

議長（立石隆教） 産業振興課長
産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

8,460 万円でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 完成が 1 月下旬であると言っていましたけども、着手年月日、着手日を教えていただけますか。いつからですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長
産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

工事の入札が終わって、原則として 1 週間以内に契約を締結するようになっていきますので、8 月の下旬からというふうに考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 工事をするに当たって、あそこの場所、小中学校に近い、それ以上に近いのは体育館ですけども、そういったところに工事で影響を及ぼすといったことはないのか、お尋ねいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長
産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

入札前の現場説明会の折にも、重々に配慮するように申し上げておりますし、また、受注者が決まりましたので、打合せの中でしっかり安全対策について配慮していただくように求めています。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） そうですね。生徒がいることだし、事故がないように努めていただきたいと思います。それとこれ、財源の内訳、分かりますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長
産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

予算レベルで申し上げさせていただきますけども、この事業は備品購入等も別途、事業としてありますので、全体で予算に計上している額が 1 億 3,600 万あるわけなんですけど、うち、県支出金が 5,640 万、地方債が 6,170 万、一般財源が 1,790 万という構成でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 58 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 58 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由と改正内容をご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、平成 28 年 8 月 1 日から低所得者の一人親家庭への支援を手厚くする児童扶養手当法の一部改正がなされ、児童扶養手当の第二子の加算額及び第三子以降の加算額が変更されたことに伴いまして、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令も、同日 8 月 1 日から施行されております。その一部改正によりまして、小値賀町条例に引用している条項に項ずれが生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の内容を説明する前に、児童扶養手当法施行令の改正の内容をご説明いたしますと、児童扶養手当の第一子の月額額は 4 万 2,330 円で、これについては今回、変わりはありません。が、これまでは第二子の加算額が 5,000 円、それから第三子以降の加算額が 3,000 円ということになっておりましたが、それぞれ 1 万円と 6,000 円に倍増となっております。しかしこれは一律増額ではなくて、例えば子ども 3 人世帯の場合では、227 万円未満は満額支給をされませんが、それ以上の所得がある場合は年収に応じて低減させるというものでございまして、子ども 3 人世帯の場合は年収が 460 万を超す場合は支給されないことになっております。

それでは、本題であります、この条例改正の内容をご説明いたします。

新旧対照表もありますので、そちらもご覧いただければと思います。

条例の第 5 条第 4 号の中の「第 2 条の 4 第 4 項」でございます。これは施行令第 2 条の 4 第 4 項ですけども、これを「第 2 条の 4 第 7 項」に、同様に本条例同条第 5 号の中の施行令「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4 第 8 項」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、この改正に伴う予算措置につきましては、児童扶養手当の支給日が12月でございます。それとまた、児童扶養手当の予算につきましては増額の可能性がありますけども、その場合は後日、補正措置をさせていただきます。なお、ちょっと似たような名前で福祉医療費というのがございますけども、この福祉医療費の予算には、この条例の改正は直接関係はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

慎重にご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで平成28年小値賀町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午前 10 時 16 分 閉会 —